

●香川県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

東かがわ市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和53年香川県告示第251号 東かがわ都市計画下水道事業 東かがわ公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年3月14日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

東かがわ市三本松地内並びに川東、中筋、西村、横内及び湊地内の一部